

## 追加議案第2号

### 財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月20日提出

大田原市長 相馬 憲一

### 記

- 1 取得財産及び数量 親園小学校ほか8校で使用する教師用教科書、指導書及び指導用教材用品（令和6年度）
  - (1) 教師用教科書 1, 105冊
  - (2) 指導書及び指導用教材物品 963点
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得金額 32, 834, 527円
- 4 契約する相手方 大田原市佐久山2034番地  
有限会社橋本屋  
代表取締役 船山 一洋